

大阪大学産業科学研究所規程

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学組織規程第21条第5項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所（以下「研究所」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 研究所に所長を置く。

2 所長は、研究所の管理運営を統括する。

3 所長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

第3条 研究所に所長の職務を補佐するため、副所長を置く。

2 副所長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

第4条 研究所に次の研究部門及び研究分野を置く。

第1研究部門（情報・量子科学系）

量子システム創成研究分野

界面量子科学研究分野

先進電子デバイス研究分野

複合知能メディア研究分野

知能推論研究分野

知識科学研究分野

知能アーキテクチャ研究分野

第2研究部門（材料・ビーム科学系）

自然材料機能化研究分野

金属有機融合材料研究分野

先端ハード材料研究分野

エネルギー・環境材料研究分野

励起物性科学研究分野

量子ビーム物理研究分野

量子ビーム物質科学研究分野

第3研究部門（生体・分子科学系）

励起材料化学研究分野

分子システム創成化学研究分野

精密制御化学研究分野

複合分子化学研究分野

生体分子反応科学研究分野

生体分子制御科学研究分野

生体分子機能科学研究分野

新産業創成研究部門

新産業創造システム研究分野

知的財産研究分野

特別プロジェクト研究部門

第1プロジェクト研究分野

第2プロジェクト研究分野

第3プロジェクト研究分野

2 各研究分野に分野担当を置き、研究所の専任教授をもって充てる。ただし、新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門の各研究分野の分野担当においては、この限りでない。

3 分野担当は、当該研究分野に関する業務を総括する。

第5条 研究所に次の附属研究施設を置く。

産業科学ナノテクノロジーセンター

総合解析センター

産業科学A Iセンター

量子ビーム科学研究施設

産業科学連携教育推進センター

国際共同研究センター

2 附属研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 研究所に次の共通施設を置く。

試作工場

無響実験室

2 前項の各共通施設に工場長又は室長を置き、研究所の専任教員をもって充てる。

3 工場長又は室長は、当該共通施設を管理する。

第7条 研究所は、一般の委託により、研究、試験、試作等を行うことができる。

2 受託研究、試験、試作等に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 研究所に研究所の研究及び教育に関し、必要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第9条 研究所に研究所の円滑な運営を図るため、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 研究所に研究所の運営に関する重要事項について所長の諮問に応じるため、運営協議会を置く。

2 運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 研究所に技術室を置く。

2 技術室に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 研究所に事務部を置く。

2 事務部に関し必要な事項は、別に定める。

第13条 この規程に定めるもののほか、研究所に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 大阪大学産業科学研究所規程（昭和43年3月17日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成16年11月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。